

令和 8 年度

富士見市地域密着型サービス事業所選定に係る募集要項

令和 8 年 月

富士見市健康福祉部高齢者福祉課

1 公募内容

(1) 公募の趣旨

富士見市では、「富士見市第9期高齢者保健福祉計画」に基づき、公募制を取り入れた地域密着型サービスの整備を進めていきます。

今回公募するのは、令和9年 月 日から令和10年3月31日まで（令和9年度中）に整備を完了する事業者（事業開始は令和10年度以降を想定）です。

地域密着型サービスについては、サービスの質の確保や圏域ごとの適正な整備を図る必要があります。そこで、質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、可能な限りより良いサービス提供が期待できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により指定申請事業者を決定します。選定に際しては、事業所開設の趣旨及び理念、実績、財務状況等を総合的に考慮して決定します。選定事業者は、決定後ホームページで公表します。

(2) 募集する地域密着型サービスの種類及び募集数等

募集する地域密着型サービスの種類、募集数等は下表のとおりです。

サービス種類	募集数	定員	募集圏域
地域密着型介護老人福祉施設	1事業所	定員 29人	第1圏域～第5圏域

※1 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）との併設の場合は、富士見市第9期高齢者保健福祉計画（107頁）の計画値を標準とすること（住宅型17人、介護付（混合型）82人）。なお、利用者の利便性等が向上すると判断される併設計画は、プロポーザルにおいて高く評価する。

※2 次の①～⑤に掲げる区域（以下「災害レッドゾーン」という。）における整備は富士見市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成28年告示第607号）に基づく富士見市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（地域密着型サービス等整備助成事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業分）の対象外です。

①建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

②地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域（富士見市には該当区域はありません。）

③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（富士見市諏訪1丁目の一部、2丁目の一部、鶴馬1丁目の一部、鶴馬2丁目の一部、大字水子の一部、東みずほ台3丁目の一部が特別警戒区域に指定されています）

https://www.city.fujimi.saitama.jp/anken_anshin/08bousai/sonae/2015-0324-0904-50.html（トップページ＞安全・安心＞防災情報＞災害に備えて＞土砂災害について）

④特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域（令和8年3月現在県内では中川・綾瀬川流域のみ。）

⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域（富士見市には該当区域はありません。）

※3 次の①～②に掲げる区域（以下「災害イエローゾーン」という。）における整備は富士見市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成28年告示第607号）に基づく富士見市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（地域密着型サービス等整備助成事業分）の対象外です。ただし、アからウのいずれかに該当する場合は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業分については対象となります。

①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の**土砂災害警戒区域**

②特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項の**都市洪水想定区域**及び同第2項の**都市浸水想定区域**、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の**洪水浸水想定区域**、同第14条の2第1項又は第2項の**雨水出水浸水想定区域**、同第14条の3第1項の**高潮浸水想定区域**、及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の**津波浸水想定に定める浸水の区域**及び同第53条第1項の**津波災害警戒区域**（以下「**浸水想定区域等**」という。）

ア 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等

イ 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における整備の場合は、次のa～cの全てを満たしていること。

a 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

c 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等における整備の場合は、次のa～bの全てを満たしていること。

a 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(参考 富士見市日常生活圏域一覧)

圏域	地区
第1圏域	大字東大久保、大字上南畑、大字下南畑、大字南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野北、みどり野北、大字勝瀬、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1～2丁目、ふじみ野西3丁目の一部（勝瀬町会）、大字鶴馬（渡戸東町会）
第2圏域	山室1～2丁目、関沢1丁目、諏訪1～2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬（前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会）
第3圏域	鶴瀬西2～3丁目、ふじみ野西1～4丁目、上沢1～3丁目、勝瀬（勝瀬西町会）
第4圏域	関沢2～3丁目、針ヶ谷1～2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、水子（針ヶ谷1丁目町会）、大字鶴馬（鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会）
第5圏域	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1～2丁目、水谷1～2丁目、榎町、大字水子

(3) 応募資格

以下のすべてを満たすことが必要です。

- ・法人であること
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第5項、第115条の12第2項及び第3項の欠格事由に該当しないこと。
- ・介護保険関係法令及び富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たしていること。
- ・確実な事業実施と継続して安定した運営を行うための十分な経営基盤及び事業に対する知識、経験及び能力を有すること
- ・開設計画書の受付締切日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。
- ・開設計画書の受付締切日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。
- ・公募申込書の受付締切日において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- ・納付すべき国税及び地方税、保険料等を滞納していないこと。
- ・応募日時点で、介護保険サービス事業を運営しており、かつ1年以上の実績があること。
- ・応募日時点で、過去5年以内に都道府県及び市区町村が行った指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ・建築基準法等の関係法令を全て満たしていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- ・富士見市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団でないこと。

- ・役員等が富士見市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。

2 応募の方法

(1) 開設計画書等の提出

募集期間内に、以下の必要書類を高齢者福祉課まで提出してください（詳細は「提出書類一覧」を参照してください。）。

様式は富士見市ホームページ (<https://www.city.fujimi.saitama.jp/>) からダウンロードできます。

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②富士見市地域密着型サービス事業計画提案書（様式第2号）
- ③法人の概要（様式第3号）
- ④事業概要
- ⑤定款又は寄付行為 ※写し可(要原本証明)
- ⑥法人登記簿謄本 ※応募申込日前3ヶ月以内のもの 原本
- ⑦事業経歴・実績
- ⑧パンフレット
- ⑨役員等名簿（様式第4号）
- ⑩誓約書（様式第5号）
- ⑪提案説明書（様式第6号）
- ⑫資金収支計画書（様式第7号）
- ⑬法人決算書及び決算附属書一式 ※過去3年間のもの
- ⑭資金調達計画書（様式第8号）
- ⑮施設利用料金表（様式第9号）
- ⑯事業スケジュール（様式第10号）
- ⑰備品一覧（様式第11号）
- ⑱人件費について（様式第12号）
- ⑲施設予定地及び建物の状況（様式第13号）
- ⑳予定建物の図面（立面図、断面図）等
- ㉑改修・増改築前の図面、現況写真（外観・内部）
- ㉒開設予定地の現況写真
- ㉓事業実施継続協力誓約書（様式第14号）
- ㉔建設予定地の抵当権設定状況一覧表（様式第15号）
- ㉕富士見市地域密着型サービス事業予定地事前協議報告書（様式第16号）
- ㉖建設に伴う地域住民説明の経緯について（様式第17号）
- ㉗建設に伴う地域住民説明の経緯についての議事録・同意書

(2) 募集期間

令和8年 月 日（ ）～令和8年7月31日（金）

※開設計画書等の修正を含め募集期間内に提出してください。

(3) 注意事項

- ・あらかじめ高齢者福祉課に連絡の上ご提出ください。郵送での提出は認められません。
- ・紙資料9部（正本1部、副本8部）と電子データ（CD-R又はDVD-R）を提出してください。正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。
- ・紙資料はフラットファイルを用いて、A4長辺左穴あけ綴りとしてください。また背表紙と表紙に以下の事項を記載してください。
 - ①地域密着型介護老人福祉施設開設計画書
 - ②法人名
- ・提出された資料は一切返却できません。
- ・書類等の作成に係る費用はすべて応募事業者が負担するものとします。
- ・提出書類等は、審査及び説明を目的として、市がその写しを作成し、又は使用することができるとします。
- ・応募書類に、虚偽その他不正が認められた場合は、選定決定を取り消すことがあります。
- ・応募後の計画変更は原則として認められません。
- ・応募を取り下げる場合は速やかに取下げ書を高齢者福祉課に提出してください。
- ・選定後の辞退や事業変更等は、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになるため、確実に事業実施ができる見込みをもって応募してください。また、辞退等する場合は、法人名・代表者名、辞退理由等の公表及び関係機関等への説明を行っていただくこともあります。
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合については、不適とします。
- ・説明会は開催しません。応募にあたり質問がある場合は、高齢者福祉課までご連絡ください。

3 整備条件

(1) 次の法令、条例、基準その他の介護保険関係法令等に従うこと。

- ①介護保険法、老人福祉法
- ②富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）
- ③富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）
- ④指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）
- ⑤指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ⑥指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

(2) 事業所の建築計画は、都市計画法、建築基準法、消防法、バリアフリー関係法令その他の関係法令等に適合したものであり、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。

- (3) 事業所の整備スケジュールは、当該事業所の整備に当たって必要な法令上の手続に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって事業所を開設することが可能なものであること。
- (4) 整備予定の土地又は建物が浸水想定区域等の範囲外であること。または、浸水想定区域等の範囲内であっても、利用者等の安全のため対策が取られていること。
- (5) 土地・建物に関する要件は以下のとおりであること。
- ア 整備予定の土地又は建物が共有名義でないこと。
- イ 整備予定の土地又は建物を使用貸借としていないこと。
- ウ 整備予定の土地を賃借することは可能であるが、その場合は事業の継続に必要な期間の借地契約期間（少なくとも建物の財産処分制限期間以上であること）が設定されていること（自動更新条項可）。
- ※応募の時点で借入れ済みである必要はない。
- エ 整備予定の建物を賃借することは可能であるが、その場合は事業の存続に必要な期間（20年以上）の建物賃貸借契約（更新条項付）が行われていること（原則、建物の財産処分制限期間以上の賃借期間が担保されていること。）。
- オ オーナー整備型の場合、その期間に合わせて、建物賃借権登記を設定することに同意していること。
- カ 土地・建物に、施設整備にかかる借入担保のための抵当権を除き、原則として所有権以外の権利が設定されていない（予定を含む）こと。特に根抵当権が設定されていないこと。
- キ 個人のオーナー型整備の場合において、抵当権を設定する場合は、以下の要件を満たすこと
- (ア) 既借入金の年間返済予定額が、直近の確定申告における課税所得から所得税額（復興特別所得税含む）を控除した額に減価償却費を加えた額を下回っていること。
- (イ) 既借入金の総額が、固定資産税評価総額を下回ること。
- (ウ) オーナーが抵当権設定者であること。
- (エ) 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であって、上記の要件を満たさないものについては、遅くとも内示前に抹消すること。）
- ク 事業者整備型及び法人のオーナー整備型の場合において、抵当権を設定する場合は、以下の要件を満たすこと
- (ア) 既借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。
- (イ) 既借入金の総額が、直近決算における年間収入に10分の8を乗じた額を超えていないこと。
- (ウ) 直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に10分の2を乗じた額を上回っていること。
- (エ) 運営事業者が抵当権設定者であること。（当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であって、上記の要件を満たさないものについては、抹消すること。）
- ケ 本施設整備を目的とした抵当権の設定額は、原則として、資金調達計画書（様式第8号）に記載した借入金（整備事業費から補助金、自己資金等を除いた額）に記載した額が上限となるので注意すること。

(6) 施設は次の要件を満たすこと

- ア 原則として、各宿泊室に面したバルコニーを避難階段に接続するように設置し、2 向避難が行えるようにすること。
 - イ バルコニーの幅は、車椅子で避難可能な広さ（目安として 90 cm 以上）を確保すること。
 - ウ 居間・食堂は、利用者一同するのに十分な広さとすること（おおむね 3 m² ×（通いの利用者数＋職員数））
 - エ 1 つの宿泊室の面積は、収納などの設備部分を除き、内法 7.43 m² 以上とすること。
 - オ トイレは、3 所以上、分散して設けること。なお、職員が利用者トイレを共用することは可能とする。
 - カ 職員の更衣室（男女別）、休憩室（男女別）を確保すること。
- (7) その他関連法令の趣旨を十分理解し、この要項に定める条件を遵守すること。

4 指定申請事業者の決定

(1) 評価、選定方法

事業者の選定に際し、プレゼンテーションを実施し、評価を行います。評価は（2）の評価基準に照らして行われます。富士見市地域密着型サービス事業者等選考委員会の委員がそれぞれ各評価項目についての採点を行い、上位 1 者を選考します。なお、採点の結果、同点の場合、選考委員会委員長が選考を行います。選考結果を元に富士見市介護保険事業推進委員会に諮り、承認を得た上で、市長が事業予定者（指定申請事業者）を決定します。なお、一定の条件を付与することがあります。

※プロポーザル参加者が 1 者のみの場合は、プレゼンテーションは実施しません。

※評価が一定の水準に達しない場合は、最上位であっても事業者として選考しません。

※プレゼンテーションの時間等は、申込受付終了後、別途応募者に通知します。

(2) 評価基準

各委員の合計得点 100 点、下記各項目別の点数の合計とします。配点については現時点では公表しません。

ア 応募の動機

本公募に応募した理由

イ 理念・基本方針

(ア) 理念

法人運営理念と本事業の運営理念

(イ) 基本方針

- a) サービスの質を向上させるための目標・方策
- b) 利用者本位の視点に立った具体的なサービス提供内容
- c) 利用者本位の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方
- d) 認知症ケアに対する考え方
- e) 身体的拘束に対する考え方

- f) 医療対応が必要な人の受け入れについて
- g) 効率的運営への取り組み
- h) 利用料金の考え方
- i) 自立支援のための具体的な方策
- j) 緊急時の対応
- k) ハラスメント対策
- l) 地域とのかかわりについて
- m) その他、法人独自の考え方

ウ 利用者等の保護等

- (ア) 個人情報の管理に対する考え方及び個人情報保護の措置についての職員への周知方法
- (イ) プライバシーへの配慮に対する考え方
- (ウ) その他、法人独自の考え方

エ 利用者の決定

- (ア) 利用申込者の決定基準
- (イ) 利用解除時の条件

オ 地域との連携

- (ア) 開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策
- (イ) 利用者と地域住民の交流を図る方策
- (ウ) 地域交流スペースについて（設置の有無、具体的な活用方法）
*レクリエーション・ルーム、談話室を除く
- (エ) その他、法人独自の考え方

カ 医療・福祉との連携

- (ア) 協力医療機関との連携体制について（業務提携契約書・同意書等がある場合は写しを添付のこと）
- (イ) 当該事業計画における介護と医療・福祉の連携に対する考え方、具体的取組み
- (ウ) その他、法人独自の考え方

キ 人員体制の確保

- (ア) 人員の確保はできているか（採用計画など）
- (イ) 職員の質の向上に向けた取組（研修内容、研修計画など）
- (ウ) 職員の定着、確保に向けた方策、体制があるか。

ク 設備体制の確保

- (ア) 設置予定場所の利便性、遠方の住民・家族への対応はどうか
- (イ) 事務室・相談室など設備の状況はどうか。

ケ 収支シミュレーション

(ア) 事業計画に対する予算の積算内容は適切か

コ 危機管理

(ア) 時間外の相談についての対応はどう考えているか

(イ) 緊急時や事故発生時の対応についての体制はどのようなになっているか

(ウ) 防災への対応策（業務継続計画（BCP）・訓練・非常災害の際の近隣住民との連携体制）

(エ) 防犯への対応策

(オ) その他、法人独自の考え方（夜間、緊急時の職員体制など）

(カ) 苦情処理の体制及び考え方

サ 法人の事業実績

(ア) 介護保険事業者としての運営実績はどうか

シ 法人の経営状況

(ア) 運営能力や長期的な安定度はあるか

ス 衛生管理

(ア) 感染症予防への方策（感染症等の安全対策）

(イ) その他、法人独自の考え方

セ 事故防止・安全対策等

(ア) 利用者の事故防止、虐待防止及び事故発生時の対応について

(イ) 損害補償について

(ウ) その他、法人独自の考え方

ソ 事業予定地の選定理由

タ その他、法人独自の取り組み

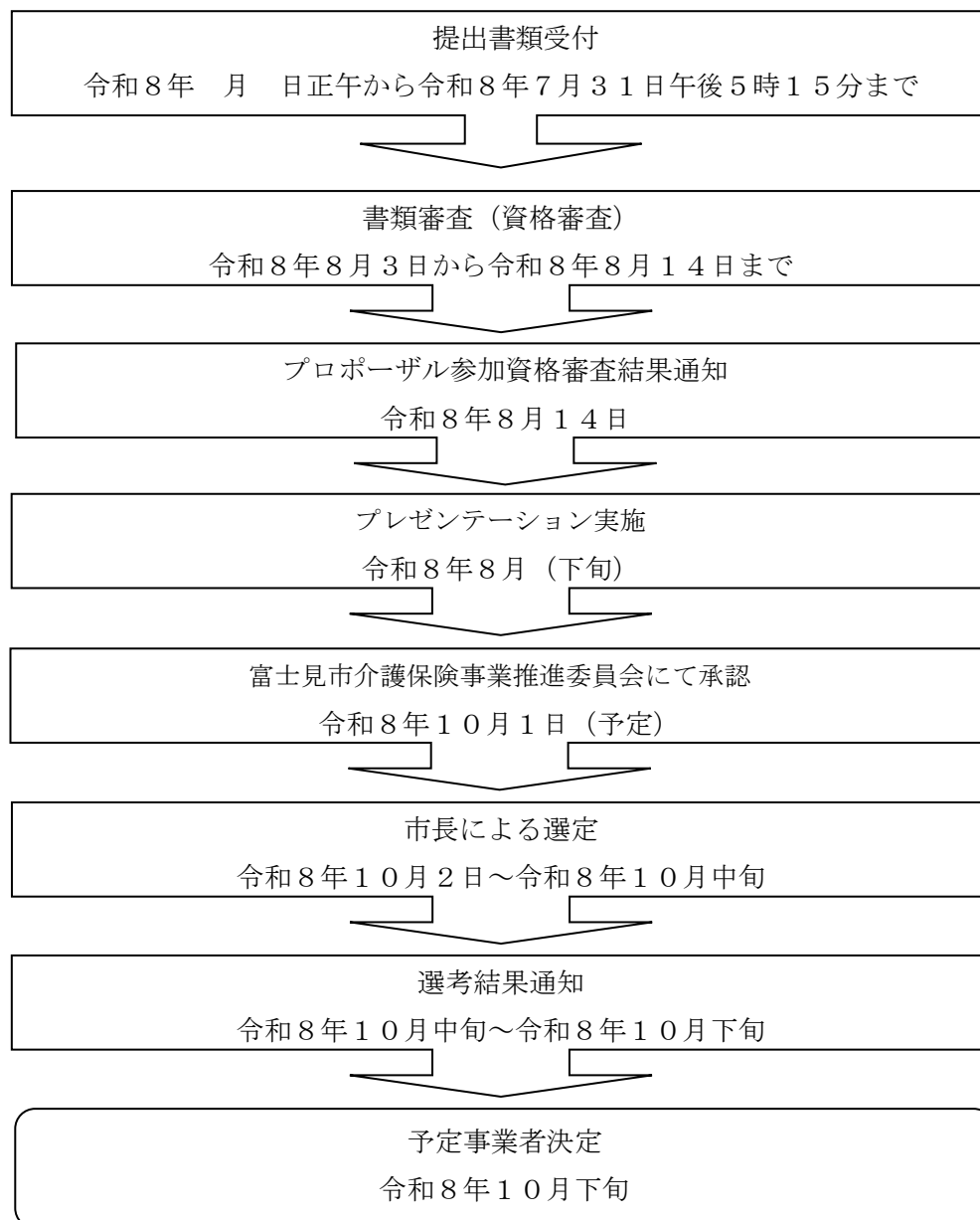
(ア) 併設提案の理由（併設提案がない場合は不要）

(イ) 法人独自の取り組み

(3) 決定後の流れ

指定申請事業所として決定した事業者は、介護保険法その他関係法令を遵守し、事業開始の準備を行い、指定申請書及び関係書類については、事業開始予定日の前月 10 日までに提出してください。

5 スケジュール



6 問い合わせ先

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係

電話 （代表）049-251-2711 内線 391 （直通）049-252-7107

E-Mail : fukushi@city.fujimi.saitama.jp

提出書類一覧

No.	提出書類名				備考
1	I	公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号	◎	
2		富士見市地域密着型サービス事業計画提案書	様式第2号	◎	
3	事業者の概要	法人の概要	様式第3号	◎	
4		事業概要	任意様式	◎	
5		定款又は寄付行為		◎	原本証明をしたもの
6		法人登記簿謄本		◎	応募申込日前3月内のもの
7		事業経歴・実績	任意様式	◎	
8		パンフレット	任意様式	◎	
9		役員等名簿	様式第4号	◎	
10		誓約書	様式第5号	◎	
11	事業計画・資金計画	提案説明書	様式第6号	◎	
12		資金収支計画書	様式第7号	◎	
13		法人決算書及び決算附属書一式	任意様式	◎	過去3年間分
14		資金調達計画書	様式第8号	◎	
15		施設利用料金表	様式第9号	◎	
16		事業スケジュール	様式第10号	◎	
17		備品一覧	様式第11号	○	
18		人件費について	様式第12号	◎	
19	土地・建物関係	施設予定地及び建物の状況	様式第13号	◎	
20		予定建物の図面（立面図、断面図）等	任意様式	◎	各部屋の用途、面積を図示すること
21		改修・増改築前の図面、現況写真（外観・内部）	任意様式	○	※改修・増改築の場合のみ
22		開設予定地の現況写真	任意様式	◎	原則A4版のコピー用紙にカラー印刷したもの（1ページに2画像）
23		事業実施継続協力誓約書	様式第14号	○	
24		建設予定地の抵当権設定状況一覧表	様式第15号	○	
25		富士見市地域密着型サービス事業予定地事前協議報告書	様式第16号	○	建築指導課開発指導係（農地転用を伴う場合は農業委員会）から事前協議不要とされた場合は提出不要
26		建設に伴う地域住民説明の経緯について	様式第17号	○	未実施の場合は提出不要
27		建設に伴う地域住民説明の経緯についての議事録・同意書	任意様式	○	

（◎：提出必須、○：該当の場合のみ提出）

様式第 1 号

公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市長

商号又は名称

所在地

代表者

業務名 地域密着型介護老人福祉施設

上記業務（公募型プロポーザル方式）について、下記を誓約し参加を申し込みます。

記

- 1 募集要項等に基づく参加資格を満たしていること。
- 2 提出書類について、記載事項に虚偽のないこと。

【連絡先】

担当者

電話番号

メールアドレス

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市長

商号又は名称

所在地

代表者

富士見市地域密着型サービス事業計画提案書

令和8年度富士見市地域密着型サービス事業所（地域密着型介護老人福祉施設）選定について、別添資料を添えて本事業計画提案書を提出します。

記

1 提案事業 地域密着型介護老人福祉施設

2 提案趣旨

地域での施設の役割及び施設等設置の動機

3 提案内容

・定員 ○人

・日常生活圏域名 第 圏域

・実施予定地 富士見市○○○丁目 番地

土地の状況： ☐自己所有（予定） ☐借地

建物の状況： ☐自己建設（予定） ☐賃貸借

・併設施設の概要

【連絡先】

担当者

電話番号

メールアドレス

法人の概要

令和 年 月 日現在

(1) 法人について

(ふりがな) 法人名		設立年月日	年 月 日
所在地	〒 ー (電話 ー ー)		

(2) 法人代表者の経歴

(ふりがな) 氏名		生年月日	昭和 年 月 日生 (歳)
現住所	〒 ー (電話 ー ー)		
取得資格等			
取得年月日	資格名等		
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
職歴			
期 間	勤 務 先	職務内容	
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
役職等の経歴			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			

(3) 介護保険サービス等提供事業所

事業種別 指定年月日	施設等名称 事業者番号	所在地	サービス 提供地域	定員	併設事業所

*事業概要、事業経歴・実績、現在運営している介護保険事業所及び関連事業等に関する資料(パンフレット等)を添付してください。

様式第4号

役員等名簿			
役職名・呼称	生年月日	フリガナ 住 所	押印
フリガナ 氏 名	他法人の理事状況	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	
	有・無 ()	TEL FAX	

※他法人の理事等を兼務している場合は、他法人の理事状況の「有」に○印を付し、
() に当該他法人の名称及び役員名を記入してください。

※当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）について記入・押印してください。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市長

商号又は名称
所在地
代表者

申請者及びその役員等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号
- (2) 介護保険法第 78 条の 2 第 6 項各号
- (3) 介護保険法第 115 条の 12 第 2 項各号
- (4) 介護保険法第 115 条の 12 第 4 項各号

< 具体的には以下に該当しないこと >

- ・市町村の条例で定める者でないとき。
- ・当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない。
- ・第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ・法第 78 条の 10 (第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む)。
- ・申請者と密接な関係を有する者 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、法第 78 条の 10 (第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。
- ・申請者が、法第 78 条の 10 (第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者 (当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの。
- ・前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の 8 の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所 (当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人 (当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所 (当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの。
- ・申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ・役員等のうちに上記のいずれかに該当する者のあるもの。
- ・役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・役員等が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・役員等が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者。

注：法第 78 条の 2 第 4 項の場合

提案説明書

*データ入力する場合は適宜、行を増減して差し支えありません。また必要に応じ破線をなくしても差し支えありません。

1 応募の動機

2 理念・基本方針

(1) 理念

(2) 基本方針

※以下の点について触れること。

a) サービスの質を向上させるための目標・方策、b) 利用者本位の視点に立った具体的なサービス提供内容、c) 利用者本位の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方、d) 認知症ケアに対する考え方、e) 身体的拘束に対する考え方、f) 医療対応が必要な人の受け入れについて、g) 効率的運営への取り組み、h) 利用料金の考え方、i) 自立支援のための具体的な方策、j) 緊急時の対応、k) ハラスメント対策、l) 地域とのかかわりについて、m) その他、法人独自の考え方

3 利用者等の保護等

(1) 個人情報の管理に対する考え方及び個人情報保護の措置についての職員への周知方法

(2) プライバシーへの配慮に対する考え方

(3) その他、法人独自の考え方（なければ記入不要）

4 利用者の決定

(1) 利用申込者の決定基準

(2) 利用解除時の条件

5 地域との連携

(1) 開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策

(2) 利用者と地域住民の交流を図る方策

(3) 地域交流スペース

(4) その他、法人独自の考え方（なければ記入不要）

6 医療・福祉との連携

(1) 協力医療機関との連携体制

(2) 当該事業計画における介護と医療・福祉の連携に対する考え方、具体的取組み

(3) その他、法人独自の考え方（なければ記入不要）

7 人員体制の確保

(1) 人員の確保（採用計画など）

(2) 職員の質の向上に向けた取組（研修内容、研修計画など）

(3) 職員の定着、確保に向けた方策、体制

8 設備体制の確保

(1) 設置予定場所の利便性、遠方の住民・家族への対応

(2) 事務室・相談室など設備の状況

9 収支シミュレーション

10 危機管理

(1) 時間外の相談についての対応

(2) 緊急時や事故発生時の対応についての体制

(3) 防災への対応策

(4) 防犯への対応策

(5) その他、法人独自の考え方（夜間、緊急時の職員体制など）（なければ記入不要）

(6) 苦情処理の体制及び考え方

1 1 法人の事業実績

1 2 法人の経営状況

1 3 衛生管理

(1) 感染症予防への方策（感染症等の安全対策）

(2) その他、法人独自の考え方（なければ記入不要）

1 4 事故防止・安全対策等

(1) 利用者の事故防止、虐待防止及び事故発生時の対応について

(2) 損害補償について

(3) その他、法人独自の考え方（なければ記入不要）

1 5 事業予定地の選定理由

1 6 その他、法人独自の取り組み

(1) 併設提案の理由（併設提案がない場合は記入不要）

(2) 法人独自の取り組み（なければ記入不要）

資金収支計画書

(単位：円)

項目	1 年目	2 年目	3 年目	備考
稼働率	%	%	%	
【収入】				
介護保険報酬				
光熱水費				
食費				
宿泊費				
その他の日常生活費				
寄付金				
補助金				
その他				
収入計(A)				
【支出】				
給与費				
福利厚生費				
委託料				
事務費				
地代等				
支払利子当				
利用者実費負担費用				
その他				
支出計(B)				
減価償却前損益(C)				A-B
減価償却費(D)				
減価償却後損益(E)				C-D
租税公課(F)				法人税・固定資産税等
税引き後損益(G)				E-F
借入金元金返済(H)				
余剰金(I)				C-F-H
前年度繰越金(J)				
翌年度繰越金(K)				J+I

注 1 施設整備費用は含めない。

2 福利厚生費については、地域密着型サービス事業所の会計とは別に、母体法人で負担している場合は、その旨を記入すること。

3 利用者負担実費分は、食材料費、光熱水費など利用者本人が負担する額を記入すること。

4 併設する介護サービス事業所等がある場合は、事業所ごとに作成すること。

資金調達計画書

事業費	建築・設備費	工事請負費	円
		工事事務費	円
		備品費	円
	用地取得費		円
	建物取得費（既存建物を買収する場合）		円
	運転資金		円
	合 計		円

資金計画	建築・設備費	補助金		円
		借入金	借入先	円
			借入先	円
		自己資金		円
	用地取得費	借入金	借入先	円
			借入先	円
		自己資金		円
	建物取得費	借入金	借入先	円
			借入先	円
		自己資金		円
	運転資金	借入金	借入先	円
			借入先	円
		自己資金		円
	合　　計	補助金		円
		借入金	借入先	円
借入先			円	
自己資金		円		
		円		

施 設 利 用 料 金 表

敷金		有 (円)	無
利 用 料 金	家賃 (居住費)	円 (月 額)	
	食 費	日額 (円) × 30 日 = (円)	
	光熱水費	円 (月 額)	
	管理費・共益費	円 (月 額)	
	日常生活費・その他	円 (月 額)	
	積 算 根 拠		

※実費徴収するものを除き、入居者から一律徴収する料金については、具体的用途を含め、詳細に記入してください。

事業スケジュール

整備年度		令和 年度				日常生活圏域				第 圏域			
項目		令和 年度											
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
記入例													
住民同意	自治会同意												
	住民同意												
建築確認	建築確認申請												
	消防協議												
開発	開発申請												
	開発許可												
設計	基本設計												
	実施設計												
入札	公告												
	入札												
建設	着工												
	竣工												
設備	積算・発注												
	納品												
人材	募集・採用												
	研修												
指定申請													

人件費について

職 種	人 員 (人) A	基本給(千円) (月 額) B	諸手当(千円) (月 額) C	合計額(千円) (月 額) (B + C) × A	備 考
管 理 者					
計 画 作 成 担 当 者					
介護従事者(常勤)					
介護従事者(非常勤)					
看 護 師					
事 務 員					
調 理 員 等					
そ の 他 職 員					
合 計					
年 額	月額 円 × 12 月 =			千円	
賞 与 年 額				千円	
法 定 福 利 費				千円	
人 件 費 総 額				千円	
その他給与支給に関する特記事項等	年間賞与支給額の算出根拠				

【注意】

- 1 兼務職員については該当する職種の備考欄に記載すること。
- 2 併設する介護サービス事業所等がある場合は、事業所ごとに作成すること。
- 3 該当する職種がない場合は追加して記載すること。

施設予定地及び建物の状況

(1) 施設予定地(予定地の全ての地番を記載してください。)

地番	地目	地積 (公簿)	現在の所有者	法人所有 寄付、買取 借地の別	売買(予定)の場合 の購入(予定)額
富士見市□□××		m ²			円
合 計		m ²			円

(2) 用途地域等(該当する□に✓を記入してください。)

□市街化区域 ・用途地域 _____ 地域

□市街化調整区域

・建ぺい率 _____ % 容積率 _____ % 建物高さ制限 _____ m

(3) 規制状況等(該当する□に✓を記入してください。)

□ 埋蔵文化財包蔵地域 □ 生産緑地地区

□ その他の規制 (_____)

・青道の有無 □有 □無

・赤道の有無 □有 □無

・既存建物の有無 □有 (種類: _____) □無

・取付道路の有無 □有 (幅員: _____ m) □無

・境界確定(済)の有無 □有 (全部 ・ 一部) □無

・上水道の有無 敷地内に □有 □無 (対応: _____)

・排水処理(雨水処理方法)放流先 □有(放流先 _____)

□無(対応: _____)

(汚水処理方法) □公共下水道 □浄化槽処理(□単独処理 □合併処理)

・災害レッドゾーン

□災害危険区域 □地すべり防止区域 □土砂災害特別警戒区域 □浸水被害防止区域

□急傾斜地崩壊危険区域

・水害ハザードマップ

□洪水 □津波 □高潮 □内水 (_____ ミリ)

*その他、埋蔵文化財の有無や農地法・都市計画法等の土地利用に係る規制の有無について、担当部局との事前協議報告書(様式第16号)で詳細を必ず記入し、提出してください。

(4) 事業予定地の確保方法(該当する□に✓を記入してください。)

□ 自己所有(既に法人が所有)

現在の状況 _____

☐ 自己所有（購入予定） 購入予定価格 _____円

契約の相手方 住所 _____

氏名 _____

現在の状況 _____

☐ 自己所有（贈与予定）

贈与予定者 住所 _____

氏名 _____

現在の状況 _____

☐ 無償借受（当初借受期間 _____年）

契約の相手方 住所 _____

氏名 _____

現在の状況 _____

☐ 有償借受（当初借受期間 _____年） 予定賃借料 _____円（月額・年額）

契約の相手方 住所 _____

氏名 _____

現在の状況 _____

※借地の場合は、契約の相手方からの事業実施継続協力誓約書（様式第14号）を提出すること。

※建設予定地に抵当権が設定されている場合は、建設予定地の抵当権設定状況一覧表（様式第15号）を提出すること。

（5）施設までの交通条件（該当する□に✓を記入してください。）

☐ 鉄道 _____駅 より 約 _____m 徒歩 _____分

☐ バス _____バス停 より 約 _____m 徒歩 _____分

*徒歩1分=80mで換算して記入してください。

（6）同種施設の状況

事業所名	半径1km 圏内 (該当する場合○印)	半径2km 圏内 (該当する場合○印)	直線距離	事業計画地からの 所要時間 (1分=500mで換算)
			m	
			m	

（7）建物（施設）の状況

☐ 法人が建設する。

☐ 建物を賃貸借する。

※賃貸借する場合は、契約の相手方からの事業実施継続協力誓約書（様式第12号）を提出すること。

・構造 _____造 地上 _____階建 地下 _____階建

・規模 建築面積 _____㎡ 延床面積 _____㎡

（8）事業予定期間

・工事予定期間

着工予定 令和 _____年 _____月

竣工予定 令和 _____年 _____月

・施設開所予定日 令和 _____年 _____月 _____日

事業実施継続協力誓約書

様

私は、この度（法人名）〇〇〇〇が富士見市△△××番地に計画している事業名〇〇〇（仮称）〇〇〇〇事業所の事業実施にかかる（土地、建物）の（売買、賃貸借）について、契約の締結を確約すると共に、事業実施に向けて継続的に協力することを誓約いたします。

令和 年 月 日
住 所 〇〇市□□×××番地
氏 名 実印

記

土地・建物の概要

- 1 所在地 埼玉県富士見市□□××番地
- 2 地目
- 3 公簿面積 m^2
- 4 構造 _____造_____階建て

建設予定地の抵当権設定状況一覧表

所在地		地目	地積 (㎡)	所有者	抵当権の 状況	抹消時期	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

＊事業の安定性、持続性を確保する観点から、抵当権の抹消時期については、明確に記載してください。

＊土地の取得前に設定されている抵当権と、設定予定の抵当権がそれぞれある場合は、それぞれ別紙にて作成してください。

所在地
法人名
代表者名

富士見市地域密着型サービス事業予定地事前協議報告書

富士見市地域密着型サービス事業者の応募に当たり、関係部局と協議を行ったので、協議内容を報告します。

事業予定地			
法人担当者名		協議先担当と協議した者	
協議先部局		協議先担当者	

期 日	協 議 内 容	許認可の見通し

※協議内容については具体的に記入し、担当部局ごとに作成してください。

※許認可の見通しについて、条件等がある場合は具体的に記入し、見通しを明らかに示してください。

(消防をはじめ、全ての関係機関と協議を行ってください。)

建設に伴う地域住民説明の経緯について

地元説明の状況（記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。）

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答 (意見、要望等)

※ 建設予定地の町内会又は自治会（以下「自治会等」という。）及び建設予定地の自治会等に隣接する自治会等を対象に説明を行い、可能な限り同意書を添付してください。

※ 議事録を添付してください。